

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所
有限会社 中村造林
秋田県鹿角郡小坂町小坂字相内6-1
2. 指名停止措置期間
平成26年12月25日から平成27年1月24日まで（1ヶ月）
3. 指名停止措置の範囲
東北森林管理局管内
4. 事 実 概 要：
有限会社 中村造林は、平成26年5月20日付けで東北森林管理局米代東部森林管理署長と契約した製品生産請負及び森林環境保全整備事業（保育間伐活用型）において、代表取締役と現場作業員がそれぞれ事業区域内であると思いきみ、事業区域外（3025林班ほ小班）のスギ生立木外101本、材積51.11m³を誤って伐採した。
5. 指名停止措置理由：
上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第16号（不正又は不誠実な行為）に該当する。
また、当該業者は、林産物競争参加資格についても有しており「国有林野事業の実行に係る民間事業における労働安全衛生確保対策の具体的推進について」4（2）（立木販売における事故等の措置）に該当し、契約相手方として不相当と認められるため、本件については1ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件

（不正又は不誠実な行為）

- 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

〈国有林野事業の実行に係る民間事業における労働安全衛生確保対策の具体的推進について〉

4 労働災害が発生した場合等の措置

（2）立木販売における事故等の措置

立木販売の契約者において、契約違反、事故、不正行為等（労働安全衛生に関するものを除く。）があった場合、森林管理局長はその状況に応じて、「措置要領」を参考にして契約等の一定期間の停止等の措置を講ずるものとする。

問い合わせ先

東北森林管理局

秋田県秋田市中通5-9-16

総務企画部 経理課長 細田 雄一 電話018-836-2070